

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月20日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例の一部を改正する条例

武蔵野市放課後等デイサービス施設条例（令和元年12月武蔵野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(事業)</p> <p>第2条 放課後等デイサービス施設においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第<u>4項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）</p> <p>(2) 武蔵野市立みどりのこども館との連携を確保しつつ行う、次に掲げる相談事業ア（略） イ 法第6条の2の2第<u>7項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。） ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 放課後等デイサービス施設においては、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第<u>3項</u>に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）</p> <p>(2) 武蔵野市立みどりのこども館との連携を確保しつつ行う、次に掲げる相談事業ア（略） イ 法第6条の2の2第<u>6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。） ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。